

複合設計発注

- ★ 複合設計発注とは、複合設計書を用いて工事費を積算した工事の発注をいいます。
- ★ 複合設計書とは、一部又は全部に複合代価表を用いて作成した工事設計書です。工事目的物を構成する各構造物について、規格に合う複合代価表を当てはめ、構造物の数量を乗じ積算しています。複合代価表を設定していない構造物や、標準的な規格ではない構造物や施工については、通常通り下位の単価表から積み上げて積算しています。
- ★ 複合代価表とは、マンホールや管布設等、構造物の一単位（1箇所・1m等）あたりの築造に必要な材料・労務費等を算出、組み合わせ、単価として設定したものです。各構造物の複合代価表は、平均深さや掘削幅等、構造物の規格によって何種類かに区分されています。

《対象の工事は・・・》

下水道工事の一部で複合設計発注を行っています。複合設計発注の対象となる工事には、現場説明書にその旨を明示します。

《複合設計書とは・・・》

複合設計書においては、工事目的物をいくつかの構造物に分け、各構造物について、複合代価表で設定した一単位（1箇所・1m等）あたりの単価を当てはめ、数量を乗じて積算します。

例えば、ある工事の設計書においては、組立マンホール、管布設工の2種類の複合代価表で構成されています。

組立マンホールの複合代価表には、1箇所当たりの材料工事費が計上されており、数量（箇所数）を乗じることで積算を行っています。なお組立マンホールには、規格・深さにより区分された複数種類の複合代価表が設定されており、当該工事の規格に合った複合代価表を当てはめています。

管布設工の複合代価表には、1m当たりの掘削～管布設～埋戻し等が計上されており、布設延長を乗じることで積算を行っています。なお管布設工には、掘削幅・掘削深さにより区分された複数種類の複合代価表を設定しており、当該工事の規格に合った複合代価表を当てはめています。

《複合代価表とは・・・》

- ・ 構造物の一単位（1箇所・1m等）あたりの築造に必要な材料費、労務費等を算出、組み合わせ、単価を設定したものです。
例えば、歩道施工の管布設工の複合代価表には、管布設1m当たりの掘削～管布設～埋戻しに必要な材料費、労務費等が計上されています。
- ・ 複合代価表は、平均深さや掘削幅等、構造物の規格によって区分され、複数種類設定されています。
例えば、歩道施工の管布設工の複合代価表は、床掘深さで区分され、床掘深さ1.5m超～2.0m以下、2.0m超～2.5m以下等、6種類があります。

《複合設計書の数量の扱いは・・・》

- 複合設計書における数量は、あくまでも予定価格を求めるための参考数値であり、標準的な施工を想定して算出しているものです。
- 例えば、管布設工の複合代価表設定においては、マンホール間延長を標準的数値である50mと想定し、管きょ延長、管布設延長、基礎延長等を作成し、管布設1m当たりの各内訳数量を算出しています。
- したがって、複合設計書の数値と工事図面に基づく数量計算書の数量に相違がある場合があります。
- 施工計画書の作成や施工・出来形の管理につきましては、工事図面による他、市が工事図面に基づき算出した数量計算書により行うこととなります。

《設計変更の扱いは・・・》

- 設計変更が必要となった際には、使用している複合代価表の種類や、複合代価表に乗じる数量等については対象となりますが、複合代価表の内訳数量については、原則として対象となりません。